

6 災害時及び災害予防対策について

健長 第101号
平成29年4月7日

各高齢者福祉施設・事業所管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公印省略)

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について(通知)

このことについては、厚生労働省から都道府県に対して、社会福祉施設等における非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）では、火災だけでなく、水害、土砂災害、地震等にも対処できるものとするよう指導、助言することを求められました。

このため、県内の各社会福祉施設等において、速やかに非常災害対策計画の点検、見直し又は策定が実施されるよう、別添のとおり手引を取りまとめました。

つきましては、本件趣旨を御理解いただき、水害、土砂災害の発生のリスクが高まる出水期に入る本年6月までに非常災害対策計画の整備をお願いします。

介護サービス振興担当 課長補佐 佐原
介護基盤整備担当 課長補佐 花形
電話 055(223)1455

はじめに

平成28年8月31日、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設側が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していないかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

非常災害対策計画の策定の手引

こうしたことを受けて、厚生労働省は、平成28年9月9日付けで次の通知が発出し、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画で特に留意すべき事項を示すとともに、都道府県や市町村に対して、各社会福祉施設等（以下「施設」という。）における非常災害対策計画の策定状況等に関する指導・助言を行うよう求めています。

- 1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老人保健課長連名第1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 3 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（雇児総発0909第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 4 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（社援保発0909第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

また、内閣府及び消防庁からは、同年12月26日付で災害時に市町村が発令する「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更し、全国の市町村に新名称を使うよう通知が発出されております。

このように施設での策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。（※））は、火災だけでなく、水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要となります。

この手引では、厚生労働省通知や他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に最低限盛り込む項目とその内容についてポイントを取りまとめました。今後、施設においては、この手引などを参考に、速やかに非常災害対策計画の策定や見直しを進めていただくようお願いします。

（※）この手引では、厚生労働省の通知に合わせて「非常災害対策計画」と表現します。

平成29年3月
山梨県福祉保健部

目次

1 対象となる社会福祉施設等

1 対象となる社会福祉施設等 3

この手引の対象となる施設は、下表の施設のうち県所管の施設です。
市町村所管の施設については、この手引は参考としていただき、市町村からの指導等に従ってください。

2 非常災害対策計画の策定に当たつての留意点	4	3
(1) 非常災害対策計画とは		
(2) 想定する災害		
(3) 計画の目的		
(4) 内容の簡素化、明確化		
(5) 意見の集約		
(6) 利用者の心身等の状況の把握		
(7) 避難訓練の実施と計画の不斷の見直し		
(8) 地域の関係者との連携・協力		
5		
3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目		
(1) 施設の立地条件	5	
(2) 災害に関する情報の入手方法	6	
(3) 灾害時の連絡先と通信手段の確認	6	
(4) 避難を開始する時期と判断基準	8	
(5) 避難場所	9	
(6) 避難経路	9	
(7) 避難方法	9	
(8) 灾害時の人員体制、指揮系統	10	
(9) 関係機関との連携体制	11	
(10) 食料、防災資機材等の備蓄	11	
4 非常災害対策計画の策定チェックシート	12	
【参考1】非常災害対策計画の策定期例	13	
【参考2】避難訓練の実施例	20	
【参考3】災害に関する基礎知識		
1 風の強さと吹き方	2.1	
2 雨の強さと降り方	2.2	
3 台風の大きさと強さ	2.2	
4 災害に関する情報	2.3	
【参考4】その他参考となる資料	2.8	
【参考5】市町村の防災担当課一覧	2.9	
(1) 介護保険施設等		
1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	10	短期入所生活介護
2 介護老人保健施設	11	短期入所療養介護
3 介護療養型医療施設	12	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
4 療養老人ホーム	13	地域密着型特定施設入居者生活介護
5 軽費老人ホーム	14	地域密着型通所介護
6 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	15	認知症対応型通所介護
7 特定施設入居者生活介護	16	規模多機能型居宅介護
8 通所介護	17	認知症対応型共同生活介護
9 通所リハビリテーション	18	看護小規模多機能型居宅介護
(2) 障害者支援施設等		
1 障害者支援施設	8	共同生活援助事業所
2 療養介護事業所	9	障害児入所施設
3 生活介護事業所	10	児童発達支援事業所
4 短期入所事業所	11	医療型児童発達支援事業所
5 自立訓練事業所	12	放課後等デイサービス事業所
6 就労移行支援事業所	13	児童発達支援センター
7 就労継続支援事業所		
(3) 児童福祉施設等		
1 助産施設	10	家庭的保育事業所
2 乳児院	11	小規模保育事業所
3 母子生活支援施設	12	事業所内保育事業所
4 保育所	13	児童相談所一時保護施設
5 幼保連携型認定こども園	14	婦人相談所一時保護施設
6 児童厚生施設(児童館・児童センター)	15	認可外保育施設
7 児童養護施設	16	自立援助ホーム
8 情緒障害児短期治療施設	17	婦人保護施設
9 児童自立支援施設	18	放課後児童クラブ
(4) 救護施設		
1 救護施設		

2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点

(1) 非常災害対策計画とは

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。
実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。
なお、福祉避難所の指定を受けている施設については、福祉避難所として果たす役割にも留意してください。

(2) 想定する災害

災害には、風水害、土砂災害、地震、火山噴火等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人為災害など様々なものがあります。
非常災害対策計画は、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、これらの対策について定めてください。

なお、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。

(3) 計画の目的

非常災害対策計画を策定する目的は、第一に人命を守ることにあります。
計画の策定に当たっては、人命を守ることを最優先とした職員の適切な行動に役立つものとなるようにしてください。

(4) 内容の簡潔化、明確化

非常災害対策計画は、計画の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章とししてください。
緊急時に使用することから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

(5) 意見の集約

非常災害対策計画を実効性の高いものとするためには、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があります。
このため、計画の策定に当たっては、多くの職種、部門の職員から意見を聴取するようにしてください。

(6) 利用者の心身の状況の把握

施設においては、利用者のADLや認知症の程度、障害種別や障害特性等に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報の伝達方法や避難方法等を定めてください。

(7) 避難訓練の実施と計画の不斷の見直し

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要です。
避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最適なものとしてください。

（8）地域の関係者との連携・協力

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と課題や対応策を共有しておこうようにしてください。
特に、介護保険の地域密着型サービスについては、運営推進会議等において関係者と意見交換等を行い、課題や対応策を共有してください。

3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目

（1）施設の立地条件

市町村が作成しているハザードマップや地域防災計画等を確認し、施設の立地場所の地盤や地形、河川との距離等の立地条件を記載してください。
また、関係機関のホームページ等を確認し、施設の立地場所が次のようないくつかを記載してください。

該当している場合には、予測される災害の危険性を記載してください。

・浸水想定区域

※ 平成25年7月に施行された改正水防法により、浸水想定区域内にある社会福祉施設は、洪水時ににおける避難確保計画の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務化されています。
・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

※ 県管理河川の洪水浸水想定区域

山梨県総合河川情報システム
<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>
『メニュー』 雨量・水位情報、洪水予報、ダム情報、土砂災害警戒情報システム、浸水想定区域図(市町村ハザードマップ)、災害に対して日頃の心構え、用語集

《関連リンク》 山梨県HP、治水課HP、砂防課HP、やまなし防災ポータル、山梨県道路交通規制情報、国土交通省 川の防災情報、富士川水系情報提供システム、気象庁 台風情報 等

※ 国管理河川の洪水浸水想定区域(甲府河川国道事務所ホームページ)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/kofu>

※ 富士川の浸水リスク情報(洪水氾濫シミュレーション)

山梨県交通省「富士川水系情報提供システム」
[http://kofu-river-bosai.ktr.mlitgo.jp/](http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/)

※ 土砂災害警戒区域等

山梨県土砂災害警戒区域等マップ
<http://www.sabonap.jp/yamanashi/>
※ 県内の山地災害危険地（山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地、地すべり危険地）の位置情報
<http://www.pref.yamanashi.jp/kitenchi/>

※ 市町村ホームページ（防災関係サイト）
洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、火山防災マップ

※ 国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disportal.gsi.go.jp/index.html>

※ 内閣府防災情報のページ
富士山火山防災マップ
http://www.bousai.go.jp/kazan/fujisan-kyougikai/fuji_map/index.html

(2) 災害に関する情報の入手方法

ア 市町村から発令される避難情報の入手方法
市町村から発令される避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の3つがあります。
市町村がこれら避難情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりです。

- ① テレビ、ラジオ放送
- ② 市町村防災行政無線（同報系）（屋外扩声器、戸別受信機）
- ③ IP告知システム
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ ツイッター等のSNS
- ⑥ 広報車、消防団による広報
- ⑦ 電話、FAX、登録制メール
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

施設は、避難情報の入手方法について、停電等の場合も含め、あらかじめ市町村に確認し、非常災害対策計画に記載してください。
なお、停電時における通信手段の確保のため、水害や土砂災害の影響を受けない位置に非常用電源を備えておくことを推奨します。
これらの避難情報が発令された際に取るべき避難行動は次のとおりです。

避難情報の種類	対応
基本事項 避難準備・高齢者等 避難開始	・夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前に避難する。 ・（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、心配な場合は、自発的に指定緊急避難場所へ立避難する。 ・当該災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立避難する。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く構造的な

イ 災害に関する情報の入手方法

- ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。
 - ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所への移動）をとる。
- ※ 二重下線は、社会福祉施設等が特に留意すべき部分です。

- 【参考】災害に関する情報の入手方法
- 気象庁、県及び国土交通省河川管理事務所等から、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、指定河川水位到達情報、記録的短時間大雨情報などの災害に関する情報が発表されます。
- 登録メールアドレス entry@sabo-mail.pref.yamanashi.lg.jp 登録者に気象警報注意報、地震情報、土砂災害警戒情報などを配信します。
- やまなし防災ボーラル（山梨県HP）
平成29年3月まで <http://bosai.pref.yamanashi.jp/>
平成29年4月から <http://yamanashi.secure.force.com/> 災害緊急情報、防災トピックスなどを掲載しています。
- 山梨県総合河川情報システム
<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/> 県が管理する河川の水位や雨量等の情報を掲載しています。
- 國土交通省「川の防災情報」
<http://www.river.go.jp/> 全国の雨量や水位等の情報を掲載しています。
- 國土交通省「富士川水系情報提供システム」
<http://kofu-river.bosai.ktr.mlit.go.jp/> 国が管理する河川（富士川・笛吹川等）の水位情報、ライブカメラ情報、浸水リスク情報等を掲載しています。

- 山梨県土砂災害警戒情報システム
<http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/>
県内の土砂災害の現状と予測をメッシュ情報で掲載しています。
- 山梨県防災twitter（山梨県HP）
<http://twitter.com/bosaiyamanashi>
山梨県内の防災関連情報を掲載しています。
- 気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp>
警報・注意報、台風情報、解析雨量、高解像度降雨ナウキャスト、地震、火山など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。
- 国土交通省防災情報提供センター
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
警報・注意報、気象情報、河川情報、XRAIN（リアルタイムレーダー雨量）等を掲載しています。
- 山梨県道路規制情報
<http://www.pref.yamanashi.jp/dourokissei/>
県内の国道、県道の規制情報を掲載しています。
- JARITIC 日本道路交通情報センター
<http://www.jaritic.or.jp/>
広域的な道路情報を掲載しています。
- テレビ（CATVデータ放送を含む）
ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しています。

（3）災害時の連絡先と通信手段の確保

災害発生時には、職員間及び外部との連絡が重要となります。特に、入所施設については、勤務時間外に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。
職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に応できる連絡体制を整備してください。

また、電話、メール等の通常の連絡手段が通じないと考えられる場合に備えて、災害用伝言ダイヤル（1171）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、緊急時の連絡方法を事前に定めておいてください。

ア 職員間や関係者との連絡体制の整備

災害に備えて、職員間の緊急連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、個人情報の管理に留意し同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また、県や市町村の防災担当課、施設担当課と連絡が取れるよう、関係防災情報一覧表を作成し、関係機関との連絡体制を整備し、速やかに連絡が取れるよう、施設内の分かりやすい場所への掲示を検討してください。

【関係機関等の例】

消防署、警察署、市町村・県担当課、ライフライン、自衛会、自主防災組織、協力医療機関、嘱託医、協力福祉施設、給食業者、設備の管理委託業者等、利用者の家族との連絡体制の確立

利用者の家族との連絡体制を確立するとともに、利用者の引き取り等の方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取り等に関する情報を台帳として整備してください。

（4）避難を開始する時期と判断基準

市町村から発令された避難情報等を基に、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準を記載してください。

社会福祉施設等では、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始してください。

「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されないなくても、突然的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等が間に合わないこどももあるため、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

避難行動の原則について、内閣府（防災担当）作成の「避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月）」を参照してください。
(<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>)

（5）避難場所

災害の種類や規模、災害時の状況に応じ、建物内の構造や収容人数、立地条件等についても考慮した上で、あらかじめ避難場所を複数選定してください。

避難場所等の選定に当たっては、市町村が指定した避難場所を確認してください。災害時の避難場所については、利用者の家族等にも周知してください。

土砂災害や浸水害の危険のある場合で、あらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合には、緊急に2階以上の少しでも安全な場所へ退避（垂直避難）するなど、災害が迫った状況での避難場所も盛り込んでください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難場所等についても検討し、記述してください。

（6）避難経路

火災、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や地震で倒壊していくる可能性がある家屋やブロック塀なども把握し、不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

避難場所までの徒歩・車両による所要時間・距離等を把握し、記述してください。避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握し、記述してください。

迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図を作成し、職員や利用者に周知徹底を図ってください。

建物内の避難経路図には、消火器などの設備も記載してください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難経路についても検討し、記述してください。

（7）避難方法

利用者の状態ごとに、ゼッケン等で色分けをし、それぞれの避難方法（自動車・徒歩・車椅子・ストレッチャー等）を定めてください。

徒歩での避難が困難な利用者及び人数を把握し、車両を確保する必要があります。この場合、施設車両、職員車両のほか、近隣地域住民や消防等の応援を得られるようにしておくことも良いでしょう。

(8) 災害時の人員体制、指揮系統

災害時の職員参集基準を定めるとともに、個々の職員について参集方法、参集に要する時間等を把握してください。
電話やメールによる参集連絡文案を定め、定型文にして連絡の迅速化を図ってください。

※連絡文案の例

例1	〇〇です。 例△△にいます。 あと△△分で到着します。	例2	〇〇です。 ■■のため参集できません。 ××にて待機します。
----	-----------------------------------	----	--------------------------------------

非常時には、参集できる・できないにかかわらず、必ず連絡することをルール化してください。
入所施設では、夜間の職員の配置が少なくなるため、勤務していない職員の参集を徹底するとともに、自治会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力等についても具体的に検討、調整し、盛り込むようしてください。

イ 役割分担

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に定めておくことが重要です。
また、災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。
災害の発生は時間帯を選ばないため、職員が少ない時間帯に災害が発生する場合を考え、職員一人当たりの負担も増えることから、十分に役割分担や担当内容を検討し、体制を整備してください。

ウ 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者を定めて、命令権限を一元化するとともに、命令を受ける班単位のリーダーも定めるなど、指揮系統を整備してください。
総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、指揮系統に支障がないよう体制を整備してください。

エ 避難に必要な職員数

利用者の数や心身の状況、想定される避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員数を定めてください。
なお、停電でエレベーターや照明が使用できない場合も想定して、必要な職員数を割り出してください。

4 非常災害対策計画の策定チェックシート

施設の非常災害対策計画が水害や土砂災害を含む内容となっているか、計画に盛り込む項目は十分などについて、次により点検してください。
水害や土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合や策定されるが項目等が不十分である場合には、速やかに(遅くとも平成29年6月までに)改善するようしてください。

また、避難訓練についても、水害や土砂災害を含む避難訓練を実施しているか点検し、実施していない場合は、速やかに実施(遅くとも避難訓練の実施予定を平成29年6月までに立てるように)してください。

施設名	施設種別	市町村名

点検項目	点検結果	改善時期
1 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。	はい、いいえ	
2 非常災害対策計画に次の項目を盛り込んでいるか。	△	
(1) 施設の立地条件		
(2) 災害に関する情報の入手方法		
(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認		
(4) 避難を開始する時期、判断基準		
(5) 避難場所		
(6) 避難経路		
(7) 避難方法		
(8) 災害時の人員体制、指揮系統		
(9) 関係機関との連携体制		
3 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。(実施していない場合は、「改善時期」の欄に実施予定期を記入すること。)		

【参考1】 非常災害対策計画の策定例

※ 平成28年9月9日付けの厚生労働省の通知で示された非常災害計画に最低限盛り込む項目を中心記載しています。
施設の状況や地域の実情を踏まえ、非常災害対策として必要な項目を追加し策定してください。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス(代表)

1 施設の立地条件	
(1) 施設立地場所の地形等	
(2) 災害危険区域等の該当の有無	
災害危険区域等	該当の有無
洪流水患想定区域	
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	

※各施設で十分に確認の上、作成してください。

(3) 予測される災害の危険性

2 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される情報の入手方法

(2) 災害に関する情報の入手方法

3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(3) 利用者情報(家族の連絡先)

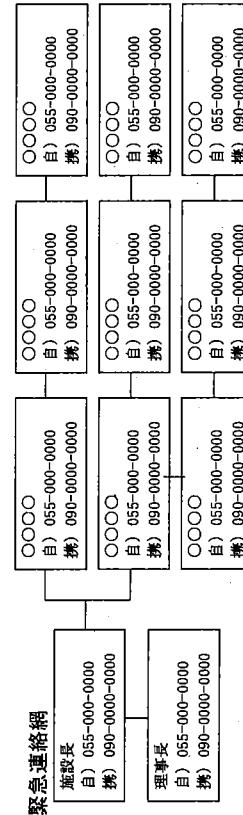
(1) 自治体等の連絡先			
区分	機関名	電話番号	FAX番号
消防	○○消防署		
警察	○○警察署		
行政機関 市(町村)	○○市役所(福祉担当課) 県○○事務所(○○課)		
電気	○○電力○○営業所		
ガス	○○ガス○○営業所		
水道	○○市水道局		
電話	NTT東日本○○支店		
○○自治会	会長 ○○さん		
協力機関 主防災組織	代表 ○○さん		
協力医療機関	○○病院		
協力福祉施設	○○園		
取引先 設備関係	○○給食センター ○○メンテナンス		

※各施設で十分に検討の上、作成してください。

(2) 職員の連絡先

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
					徒歩10分
					自転車5分
					車10分

※各施設の実情に応じて作成してください。



※ 職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

※各施設で利用者の実情や各災害の特性に応じて作成してください。

利用者名	生年月日	内服薬	ADL	要介護度	連絡者氏名(続柄)	連絡先1	連絡先2	注意事項
○○○○	昭和 年 月 日	○○○○	IIIa	3	△△△△ (長女)	090-0000-0000	055-000-0000	

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。
※利用者情報(家族の連絡先)は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
なお、既存の利用者リスト等で代用できる場合は、別途添付として差し支えありません。

4 避難を開始する時期、判断基準

- ・避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・震度4以上の中止が発生したとき

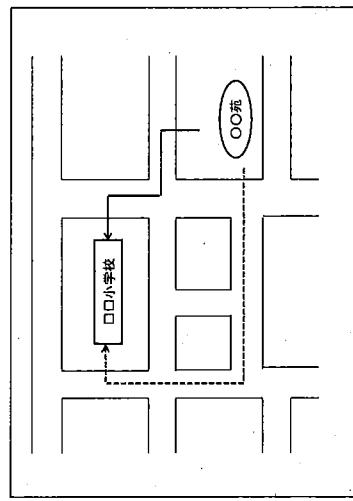
5 避難場所

災害の種類	地震	水害	土砂災害	火災
避難場所				
所要時間				
距離				

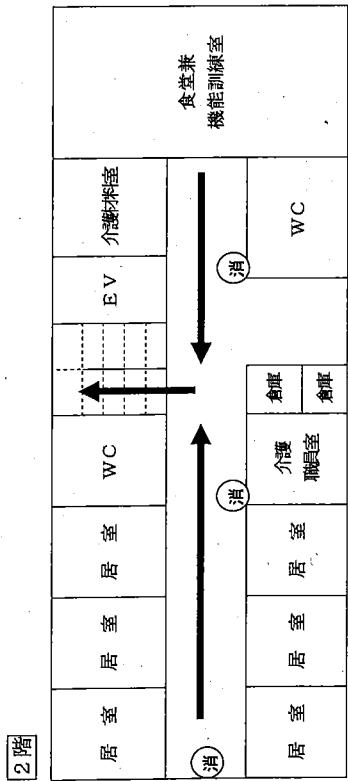
※各施設で想定される災害に応じて作成してください。

6 避難経路

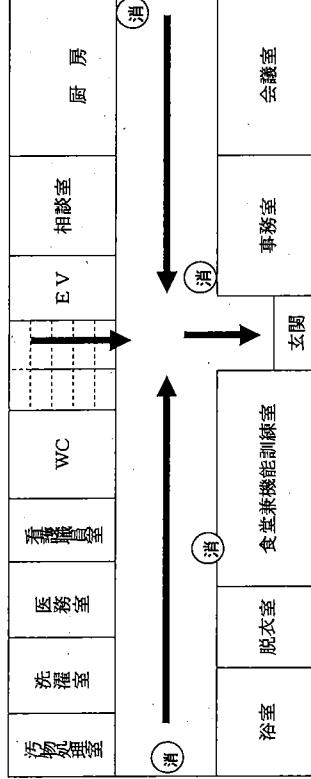
(1) 避難場所への避難経路



(2) 施設内の避難経路



1階



2階

消火器 → 避難経路
※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

7 避難方法

※利用者の状態に応じた移動・避難方法を記載してください。

8 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 災害時の参集方法

職員参集基準	参集基準	対象職員
参集体制	①地域に大雨、暴風、豪風雪、洪水警報が1以上発せられたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び各班の班長 ・施設に勤務すること ・他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長 ・施設に勤務すること ・他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること
※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。		

(2) 役割分担	①総括責任者 ②情報連絡班班長 ③消火班班長 ④救援誘導班班長 ⑤応急物資班班長 ⑥地域班班長	○○○○○ (不在時の代行者 X X X X) ○○○○ (不在時の代行者 ●●●●) ○○○○○ (不在時の代行者 ◆◆◆◆) △△△△ (不在時の代行者 ▲▲▲▲) △△△△△ (不在時の代行者 ▽▽▽▽) □□□□ (不在時の代行者 ■■■■) ☆☆☆☆ (不在時の代行者 ★★★★)
※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。		
役割分担表	総括責任者	班長
○○○○○	情報連絡班	○○○○○
		●●●●
		・気象や災害の情報収集 ・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡調整 ・利用者家族への連絡 ・避難状況の取りまとめ ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と火の際の初期消火 ・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送 ・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者の状況説明 ・利用者の家族への引渡し ・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給 ・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

※各施設で各災害の特性に応じて作成してください。

また、既存の組織体制一覧がある場合は、それを活用するなどし、共通化も図ってください。

(3) 避難に必要な職員数

9 關係機関との連携体制

10 食料、防災資機材等の備蓄
備蓄品リスト：7日間分

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所
水				
米				
非常食				
粉ミルク				
離乳食				
はし				
料				
スプーン				
カッブ				
鍋				
茶碗				
カセットコンロ				
ボリ容器等（生活用）				
医薬品				
血圧計				
紙おむつ				
ティッシュ				
薬品等				
ウエットティッシュ				
マスク				
ラップ				
体温計				
ラジオ				
メガホン				
携帯電話（充電器を含む）				
無線機				
機中電灯				
ローソク（ローソク台を含む）				
携帯用発電機				
電池				
石油ストーブ				
灯油				
暖房				
携帯カイロ				
資機材				
防災用マッチ				
新聞紙				

移送用具	車いす 乳母車 リアカー おんぶ紐 担架 スコップ 合板 のこぎり 釘・金槌	軍手 長靴 地図 テント 筆記用具 笛 ナイフ ガムテープ ビニールシート 毛布 ゴザ ヘルメット 搬送用ゴムボート ロープ タオル ビニール袋 下着 簡易トイレ
------	--	--

※各施設で十分検討の上、具体的な備蓄品リストを作成してください。
なお、既存のリスト等で代用できる場合は、それを添付してください。

【参考2】

避難訓練の実施例

1 年回 (うち夜間又は夜間を想定した避難訓練 年回)

2 避難訓練の参加者

常勤職員（夜間従事者含む）、非常勤職員（夜間従事者含む）、利用者

3 想定する災害の種類

火災、地震、水害、土砂災害

4 避難場所

- (1) 火災発生時 ○○公園
- (2) 地震発生時 ○○小学校校庭
- (3) 水害発生時 ○○市民会館
- (4) 土砂災害発生時 ○○公民館

5 避難場所までの避難目標時間

- (1) 火災の場合 ○○分
- (2) 地震の場合 ○○分
- (3) 水害の場合 ○○分
- (4) 土砂災害の場合 ○○分

※ 小規模社会福祉施設の火災発生時の避難目標時間については、全国消防長会作成の「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」中の「7 避難目標時間の設定」を参考にしてください。
http://www.fdma.go.jp/html/data/touch2203/pdf/220313_yo130.pdf

6 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおりに迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (3) 災害時ににおける役割分担表のとおりに迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (5) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (6) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

【参考3】

災害に関する基礎知識 (気象庁ホームページから抜粋)

1 風の強さと吹き方

		風の強さ (予測用語)	平均風速 (m/s)	おおよそ おおよその時速	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物の被害	おおよそ 瞬間風速 (m/s)
4	やや 強い風	10以上 15未満	~50km	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流れ始める。	樹木全体が揺れ始めめる。電線が揺れ始めめる。	車はがれるもののがあれば、車体やシャッターが揺れる。	屋根瓦・屋根材が飛散するものがある。	20
5	強い風	15以上 20未満	~70km	風に向かって歩けなくなり、転倒する。看板やトタン板が外れ始める。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	車はがれる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根材が飛散するものがある。	30
6	非常に 強い風	20以上 25未満	~90km	何かにつかない立っていられない。飛来物によつて負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張つて倒れる。	木が倒れ始める。	通常の速度で運転するのが困難になる。	固定されていいい、ブレーブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破られる。	40
7		25以上 30未満	~110km	看板が落下・飛散する。金属性の轍が傾く。	多くの樹木が倒れる。	電柱や街灯で倒れるものがある。	走行中のトランクが横転する。	金属屋根の材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
8								外装材が広範囲に飛散して離出するものがある。	60
								住家で倒壊するも鉄骨構造物で変形するものがある。	

(注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがある。

(注2) 風速は地形や廻りの建物などに影響されるので、その場所での風速は、近くにある観測所の値と大きく異なることがある。

また、風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が概測された際に、通常発生する現象や被害を記述している。

2 雨の強さと降り方

4 災害に関する情報

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 20未満	やや 強い雨	ザーファーと降る。	地面一面に水たまりができる。		この強度の雨でも長く続く時注意が必要
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り		・側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れしても見づらい	・側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まると、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要
30以上 50未満	激しい雨	パケツをひっくり返したようになる。	道路が川のようになる。	・山崩れ・崖崩れが起きやすい輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。	・山崩れ・崖崩れが起きやすい輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。都市では下水管から雨水があふれる。
50以上 80未満	非常に激しい雨			・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。	・マンホールから水が噴出する。
80以上	猛烈な雨			・車の運転は危険	・土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
				・雨による大規模な災害が発生するおそれがある、厳重な警戒が必要とする。	・雨による大規模な災害が発生するおそれがある、厳重な警戒が必要とする。

(注1) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示している。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めから後の総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがある。この表では、ある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述している。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがある。なお、情報の基準は地域によって異なる。

3 台風の大きさと強さ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径が基準	
大きさの表現 (表現しない)	風速15m/s以上の半径 5.0km未満
大型：(大きい)	5.0km以上8.0km未満
超大型：(非常に大きい)	8.0km以上

2 強さ

台風の最大風速が基準	
強さの表現 強い	最大風速 3.3m/s以上4.4m/s未満
非常に強い	4.4m/s以上5.4m/s未満
猛烈な	5.4m/s以上

(1) 土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。 土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を次のシステム等で確認できる。 ・山梨県土砂災害警戒情報システム (http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/) ・気象庁ホームページの土砂災害警戒判定マッシュ情報 (http://www.jma.go.jp/jp/doshameshi/)		
(2) 指定河川洪水予報	気象庁と国土交通省又は都道府県が共同して、わらかじめ指定した河川について、区間を決めて行う洪水を予報する。 氾濫警戒情報、氾濫発生情報、氾濫警戒情報、「△△川氾濫注意情報」のように発表される。 洪水予報は、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝えられるほか、気象庁のホームページからも閲覧することができる。		

山梨県内の洪水予報を行う河川名及びその地区

河川名	流域区域	発表機関
富士川 (金無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621-4 右岸 山梨県韮崎市神山町大字銅山字釜 無川河原 武田橋から海まで	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台
	左岸 山梨県山梨市七日市場字上川 篠1233-1番地先 岩手橋から富 士川合流点まで	甲府地方気象台
笛吹川	右岸 山梨県山梨市大字東字御堂測 453 番地先 岩手橋から富士川合流点 まで	甲府地方気象台
	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目 46 番地 先から 右岸 筏吹川合流点まで	甲府地方気象台
荒川	左岸 山梨県甲府市下飯田一丁目 476 番 の1地先から 筏吹川合流点まで	山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台
	左岸 山梨県北杜市明野町上手字下反保 278番-1地先から 山梨県甲斐市 宇津谷字滝沢 5577番-1地先まで	甲府地方気象台
塩川	右岸 山梨県韮崎市中田町小田川字ハツ 倉 923番-4地先から 山梨県韮崎 市本町四丁目 3125番地先まで	甲府地方気象台

(3) 指定河川水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位等に達したときに、水位又は流量を示して発表される。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

山梨県内の水位周知河川

河川名	区域	発表機関
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合 流点まで	山梨県
	右岸 同県韮崎市岩下地先塩川橋から幹川合流点まで	山梨県
御勤使川	左岸 山梨県韮崎市下条南割地先御勤使川橋か ら幹川合流点まで	山梨県
	右岸 同県南アルプス市六科地御勤使川橋から幹川合 流点まで	山梨県
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹 川合流点まで	山梨県
	右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合 流点まで	山梨県
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛 吹川合流点まで	山梨県
	右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹 川合流点まで	山梨県
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遼沢地先の早川橋か ら幹川合流点まで	山梨県
	右岸 同県同郡身延町大字栗倉地先早川橋から幹川合 流点まで	山梨県
相川	左岸 甲府市朝日三丁目 8番地の2地先から甲府市 宝二丁目 1023番地先まで	山梨県
	右岸 甲府市塩部一丁目 349番地の8地先から甲府 市飯田五丁目 659番地先まで	山梨県
濁川	左岸 甲府市城東四丁目 100番地先省路橋から甲府 市下曾根町330番地の2地先まで	山梨県
	右岸 甲府市朝氣一丁目 930番-3地先省路橋から 甲府市大津町1871番地の1地先まで	山梨県
平等川	左岸 笛吹市春日居町鎮目931番地の1地先から甲 府市上曾根町1839番地の3地先まで	山梨県
	右岸 笛吹市春日居町鎮目1347番地の4地先から 甲府市小曲町1505番地先まで	山梨県
滝戸川	左岸 甲府市下向山町1810番地先境橋から中央市 高部1049番-2地先新滝戸川橋まで	山梨県
	右岸 甲府市下向山町3905番-10地先境橋から 中央市高部1922番-4地先新滝戸川橋まで	山梨県

(4) 記録的短時間大雨情報
 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解釈雨量）したときに、各地の気象台が発表する。
 この情報が発表されたときは、地域やその近くで災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。地元自治体の発表する避難情報に留意し、早めの避難を心掛ける必要がある。

境川	左岸 笛吹市境川町石橋 2 4 6 1 番－3 地先帶石橋から甲府市白井町 9 5 0 番－4 地先白井河原橋まで
	右岸 笛吹市境川町藤塚 1 4 1 9 番－2 地先帶石橋から甲府市白井町 2 2 8 0 番－1 地先白井河原橋まで
	左岸 南アルプス市落合村北 1 1 8 番－2 地先から南アルプス市川西 7 番－1 地先まで
	右岸 南アルプス市落合神明 2 2 9 番－2 地先から南巨摩郡富士川町大門 8 9 6 番－1 地先まで
	左岸 南アルプス市西南湖 4 4 0 1 番－4 地先南湖橋から南アルプス市川東 4 2 7 番地先まで
	右岸 南アルプス市西南湖 4 4 2 7 番－2 7 地先南湖橋から南アルプス市川西 7 番－1 地先まで
	左岸 西八代郡市川三郷町市川大門 4 5 3 2 番地先から西八代郡市川三郷町市川大門 2 5 4 7 番－1 地先まで
	右岸 西八代郡市川三郷町上野 4 2 0 番－1 地先から西八代郡市川三郷町市川大門 3 1 1 1 番－2 地先まで

山梨県内の水位周知河川の基準地点と基準水位

河川名	観測所名	水防田待機水位	氾濫注意水位	基準水位	
				氾濫判断水位	氾濫危険水位
塩川	金剛地	—	—	6.70m	6.90m
御動戻川	堀切	—	—	1.50m	1.70m
重川	重川	—	—	1.90m	2.20m
日川	日川	—	—	4.20m	4.70m
早川	早川橋	—	—	3.50m	4.37m
相川	相川	1.00m	1.60m	1.90m	2.20m
濁川	濁川	1.50m	2.00m	2.50m	3.00m
平等川	平等川	1.20m	1.70m	2.10m	2.40m
滝戸川	下曾根	0.70m	0.90m	1.20m	1.40m
境川	境川橋	0.90m	1.20m	1.40m	1.60m
坪川	坪川	1.80m	3.20m	3.80m	4.30m
滝沢川	小笠原橋	1.10m	1.30m	1.30m	1.50m
芦川	芦川	0.50m	0.80m	1.30m	1.40m

山梨県内の河川水位は、山梨県総合河川情報システム*（再掲）中のメニュー「雨量・水位情報」と関連リンクの「国土交通省 川の防災情報」で確認できる。

* <http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

【参考4】 その他参考となる資料

その他、非常災害対策計画策定に当たっては、次の資料も参考としてください。

- 「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成29年1月国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/river/housai/main/saigai/jouhou/jieisubou/pdf/hinanakakuho_tebiki_suibou201701.pdf

- 「防災ガイドBOOK（震災対応編）」（平成25年11月全国グループホーム団体連合会）
<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

【参考5】

市町村の防災担当課一覧

平成29年3月現在の市町村防災担当課は次のとおりです。
 なお、組織の改正や連絡先が変更されることがありますので、市町村のホームページ等で最新の情報を確認してください。

市町村名	危機管理課 担当課	防災課 担当課	代表番号等
甲府市	安全対策課	富士山火山対策室	0555-22-1111
富士吉田市	総務課	行政防災室	0554-46-0111
都留市	総務課	防災危機管理課	0553-22-1111
山梨市	総務課	防災危機管理課	0554-23-8008
大月市	総務課	防災危機管理課	0551-22-1111
韮崎市	総務課	防災危機管理課	055-282-6494
南アルプス市	総務課	防災危機管理課	0551-42-1323
北杜市	総務課	防災危機管理課	055-278-1676
甲斐市	総務課	防災危機管理課	055-262-4111
笛吹市	総務課	防災危機管理課	055-3-32-5041
上野原市	総務課	防災危機管理課	055-274-8519
甲州市	総務課	防災危機管理課	0556-45-2511
中央市	総務課	防災危機管理課	055-264-8000
早川町	総務課	防災危機管理課	0556-66-3417
身延町	総務課	防災危機管理課	0556-22-7218
南部町	総務課	企画財政課	055-275-2111
富士川町	総務課	企画財政課	055-275-2111
昭和町	総務課	企画財政課	055-275-2111
道志村	総務課	企画財政課	055-275-2111
西桂町	総務課	企画財政課	055-275-2111
忍野村	総務課	企画財政課	055-275-2111
山中湖村	総務課	企画財政課	055-275-2111
鳴沢村	総務課	企画財政課	055-275-2111
富士河口湖町	総務課	企画財政課	0555-72-1112
小菅村	総務課	企画財政課	0428-87-0111
丹波山村	総務企画課	企画財政課	0428-88-0211

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引

平成29年3月

作成 山梨県福祉保健部福社保健総務課
甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 (055)223-1441

参考

施設名 ○○法人○○ホーム
所在地 山梨県○○市○○町○○○1 1 1 1
電話番号 055-000-0000 FAX番号 055-000-0001
メールアドレス ○○@○○

1 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等

当○○ホームは、国道○号線○○交差点の北側約○○mに位置し、周囲をブドウ畠と点在する民家に囲まれ、富士川水系○○川の○○橋下流約50mの右岸に所在し、木造2階建て建物1棟（延べ床面積○○m²）からなり、当○○ホームの北側約200mには○○山塊が存在し、また、○○断層の東端が当○○ホームの西側約100mに確認されている。

(策定例)

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
洪水浸水想定区域	有	○○市○○町○○ 想定水深0.5～1.0m未満
土砂災害警戒区域	有	○○市○○町○○ 土石流警戒区域
土砂災害特別警戒区域	無	

※各施設で十分に確認の上、作成してください。

(3) 予測される災害の危険性

火災、浸水、土石流、断層型地震

2 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法
通電時：テレビ・ラジオ放送、防災行政無線、県防災情報メール、県・気象庁HP等

停電時：市からの直接伝達（H28.10合意済み）、自治会・近隣住民からの直接伝達（H28.11申し合わせ済み）、ラジオ放送
(平成28年12月改正)

(2) 災害に関する情報の入手方法
通電時：テレビ・ラジオ放送、防災行政無線、気象庁HP <http://www.jma.go.jp>
登録 entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp
県防災情報メール <http://yamanashi.secure.force.com/>

県防災ポータル <http://www.pref.yamanashi.jp/dourokisei/>
県道路規制情報 <http://www.mlit.go.jp/seigai/bosaijoho/>
国交省報提供センター <http://www.mlit.go.jp/seigai/bosaijoho/>

停電時：市からの直接伝達（H28.10合意済み）、自治会・近隣住民からの直接伝達（H28.11申し合わせ済み）、ラジオ放送

平成25年9月
(平成28年12月改正)

○○法人○○ホーム

3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

区分	機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
消防	○○消防署	055-000-0000	055-000-0000	○○@○○
警察	○○警察署	055-000-0000	055-000-0000	○○@○○
行政機関	○○市役所(福祉担当課)	055-000-0000	055-000-0000	○○@○○
県	県○○事務所(○○課)	055-000-0000	055-000-0000	○○@○○
電気	○○保健所(○○課)	055-000-0000	055-000-0000	○○@○○
ライフライン	○○電力○○営業所 ○○ガス○○営業所	055-000-0000 055-000-0000	055-000-0000 055-000-0000	○○@○○ ○○@○○
電話	NTT東日本○○支店 ○○市水道局	055-000-0000 055-000-0000	055-000-0000 055-000-0000	○○@○○ ○○@○○
協力機関	○○自治会 自主防災組織 協力医療機関 協力福祉施設 取引先 給食関係 設備関係	会長 ○○さん 代表 ○○さん ○○病院 ○○園 ○○給食センター ○○メンテナанс	055-000-0000 055-000-0000 055-000-0000 055-000-0000 055-000-0000 055-000-0000 055-000-0000	○○@○○ ○○@○○ ○○@○○ ○○@○○ ○○@○○ ○○@○○ ○○@○○

※各施設で十分に検討の上、作成してください。

(3) 利用者情報(家族の連絡先)

利用者名	生年月日	内服薬	ADL	要介護度	連絡者氏名 (純柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
○○○○	S..	○○○○	IIIa	3	△△△△ (長女)	090-0000-0000 055-000-0000	

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。
※利用者情報(家族の連絡先)は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
なお、既存の利用者リスト等で代用できる場合は、別途添付として差し支えありません。

4 避難を開始する時期、判断基準

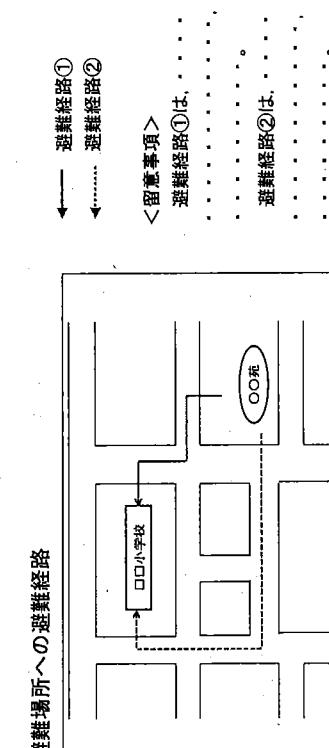
- ・難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
- ・避難準備・高齢者等避難開始が発令されていないくとも、身の危険を感じるとき
- ・避難準備・高齢者等避難開始が発令されていないくとも、夜間に大雨が予想されるときは、暗くなる前に避難
- ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき
- ・震度○以上の地震が発生したとき

5 避難場所

災害の種類	地震	水害	土砂災害	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○小学校体育馆	○○小学校体育馆	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○○分	徒歩○○分 車○○分	徒歩○○分 車○○分	徒歩○○分 車○○分
距離	○○m	○○m	○○m	○○m

※各施設で想定される災害に応じて作成してください。

6 避難経路

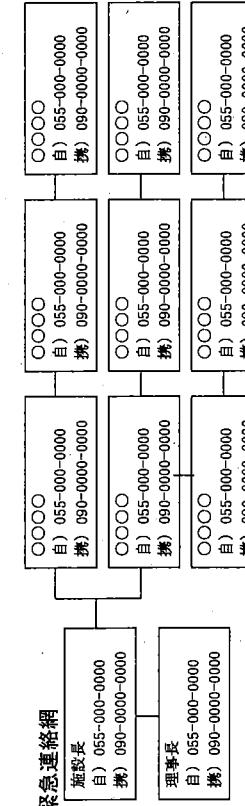


※各施設で利用者の実情や各災害の特性に応じて作成してください。

(2) 職員の連絡先

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	参考時間
施設長	○○○○	○○市○○町 1111	055-000-0000	090-0000-0000	徒歩10分
○○课長	○○○○	○○市○○町 2222	055-000-0000	090-0000-0000	自転車5分
○○係長	○○○○	○○市○○町 2222	055-000-0000	090-0000-0000	車10分
	○○○○	○○市○○町 2222	055-000-0000	090-0000-0000	車20分

※各施設で実情に応じて作成してください。

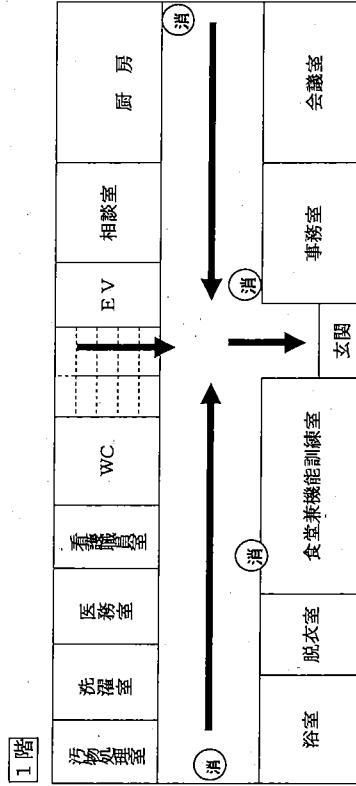
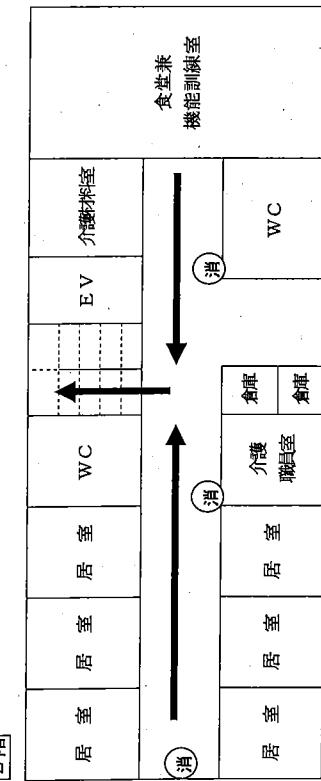


※職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、その添付で差し支えありません。
なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

(2) 施設内の避難経路

8 災害時の人員体制、指揮系統

2階



※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

(1) 災害時の参集

職員参集基準	参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集・連絡班の班長は施設に出勤すること
非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

(2) 役割分担

- ・総括責任者 ○○○○ (不在時の代行者 ××××
- ・情報連絡班班長 ○○○○ (不在時の代行者 ●●●●)
- ・消防班班長 ○○○△ (不在時の代行者 ◆◆◆◆)
- ・救護班班長 △△△△ (不在時の代行者 ▲▲▲▲)
- ・避難誘導班班長 △△△△ (不在時の代行者 ▽▽▽▽)
- ・危急物資班班長 □□□□ (不在時の代行者 ■■■■)
- ・地域班班長 ☆☆☆☆ (不在時の代行者 ★★★★)

役割分担表

役割	責任者	班	班長	班員	任務
総括責任者	○○○○	情報連絡班	○○○○	●●●●	気象や災害の情報収集 職員への連絡、職員や職員家族の安否確認

※利用者の状態に応じた移動・避難方法を記載してください。

7 避難方法

ゼッケン	部屋	氏名	性別	年齢	移動方法	避難方法
赤・1	201	〇〇〇〇	男	84	担架	5号車
黄・1	202	△△△△	男	88	車いす	1号車
黄・2	203	××××	女	87	車いす	2号車
緑・1	205	△△△△	女	79	徒歩	3号車・徒歩
緑・2	206	○○○○	女	83	徒歩	3号車・徒歩
緑・3	207	□□□□	男	83	徒歩	4号車・徒歩

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

38

10 食料、防災資機材等の備蓄

備蓄品リスト：最低3日間分(推奨7日間分)を備蓄

分類	品名	数量	積算根拠		保管場所
			水	米	
食料等	非常食				
	粉ミルク				
	離乳食				
	はし				
	スプーン				
	カッブ				
応急物資班	鍋				
	茶碗				
	カセットコシロ				
	ボリ容器(生活用水)				
医薬品等	医薬品				
	血圧計				
	紙おむつ				
	ティッシュ				
	ウエットティッシュ				
	マスク				
情報機器	ラップ				
	体温計				
	ラジオ				
	メガホン				
	携帯電話(充電器を含む)				
	無線機				
照 明	懐中電灯				
	ランタン				
	ローソク				
	携帯用発電機				
	電池				
	石油ストーブ				
暖房資機材	灯油				
	携帯カイロ				
	防災用マッチ				
	新聞紙				

避難誘導班	△△△△	▼▼▼▼	●利用者の安全確認
	・施設、設備の被害状況確認
	・利用者への状況説明・避難誘導
	・利用者の避難誘導
	・利用者の避難誘導
	・利用者の避難誘導・家族への引渡し
応急物資班	□□□□	■■■■	・食料、飲料水などの確保
	・炊き出し、飲料水の供給
地域班	☆☆☆☆	★★★★	・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整
	

※各施設で各災害の特性に応じて作成してください。
また、既存の組織体制一覧がある場合は、それを活用するなどし、共通化も図ってください。

(3) 避難に必要な職員数

通電時：避難誘導 7人、情報連絡 3人、
停電時：避難誘導 10人、情報連絡 4人、
.....

9 関係機関との連携体制

- ・停電時、市〇〇課からの直接情報提供について合意(H28. 10合意済み)
- ・自治会から的情報提供、避難支援協力(避難用車両1台の貸出を含む)について合意(H28. 11申し込み)
- ・利用者〇人の〇〇福祉センターへの受入について合意(H28. 10合意済み)
- ・〇〇病院との連携協力について合意(H28. 10合意済み)
- ・〇〇園と利用者相互受入協定を締結(H28. 10締結)
- ・毎年6月に自治会との意見交換会(協力依頼を含む)の開催
- ・毎年9月の市主催防災訓練に参加
- ・毎年10月の地域〇〇祭に参加
- ・毎年2回の地域河川清掃に参加

【参考】

〔非常災害対策計画の策定チェックシート〕

- 水害や土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合や策定されるが項目等が不十分である場合には、速やかに（遅くとも平成29年6月まで）改善を。

- 避難訓練についても、水害や土砂災害を含む避難訓練を実施しているか点検し、実施していない場合は、速やかに実施（遅くとも避難訓練の実施予定を平成29年6月までに立てるよう）を。

車いす				
乳母車				
リアカー				
おんぶ紐				
抱架				
スコップ				
合板				
のこぎり				
釘・金槌				
バール・ジャッキ (1m)				
軍手				
長靴				
地図				
テント				
筆記用具				
ライター				
マジチ				
笛				
ナイフ				
ガムテープ				
ビニールシート				
毛布				
ゴザ				
ヘルメット				
搬送用ゴムボート				
ロープ				
タオル				
ビニール袋				
下着				
簡易トイレ				

施設名	施設種別	市町村名

点検項目	点検結果		改善時期
	は、	いいえ	
1 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。			
2 非常災害対策計画に次の項目を盛り込んでいるか。			
(1) 施設の立地条件			
(2) 災害に関する情報の入手方法			
(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認			
(4) 避難を開始する時期、判断基準			
(5) 避難場所			
(6) 避難経路			
(7) 避難方法			
(8) 災害時の人員体制、指揮系統			
(9) 関係機関との連携体制			
3 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。（実施していない場合は、「改善時期」の欄に実施予定期を記入すること。）			

※各施設で十分検討の上、具体的な備蓄品リストを作成してください。
なお、既存のリスト等で代用できる場合は、それを添付してください。

〔避難訓練の実施例〕

1 実施回数
年 回 (うち夜間又は夜間を想定した避難訓練 年 回)

2 避難訓練の参加者
常勤職員(夜間従事者含む)、非常勤職員(夜間従事者含む)、利用者

3 想定する災害の種類
火災、地震、水害、土砂災害

4 避難場所
(1) 火災発生時 ○○公園
(2) 地震発生時 ○○小学校校庭
(3) 水害発生時 ○○市民会館
(4) 土砂災害発生時 ○○公民館

5 避難場所までの避難目標時間
(1) 火災の場合 ○○分
(2) 地震の場合 ○○分
(3) 水害の場合 ○○分
(4) 土砂災害の場合 ○○分

※小規模社会福祉施設の大災害発生時の避難目標時間については、全国消防長会作成の「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」中の「7 避難目標時間の設定」を参考に。
http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2203/pdf/220313_yo130.pdf

6 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおりに迅速に避難できるかの検証を行う。
- (3) 災害時における役割分担表のとおりに迅速な対応ができるかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかの検証を行う。
- (5) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (6) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

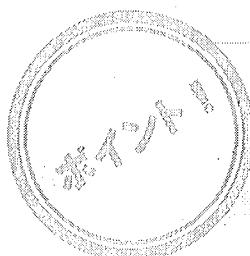
要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

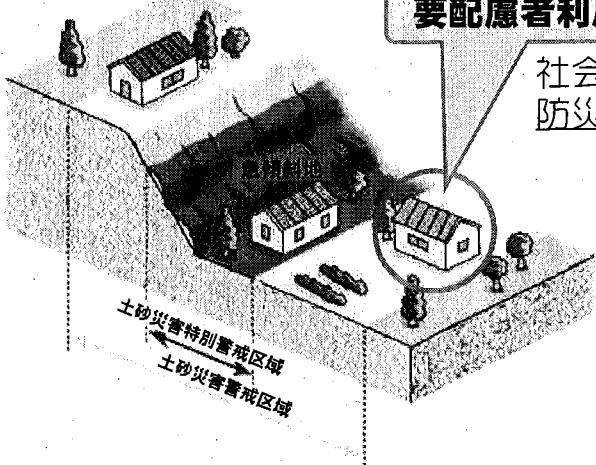


土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※ の管理者等は、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として
防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。



例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

1

避難確保計画の作成

● 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html) に「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

> 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 > 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。**
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

~~~~~  
**避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！**



### 問い合わせ先

**市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること**

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

**土砂災害警戒区域等の指定に関すること**

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

**土砂災害防止法の改正に関すること**

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

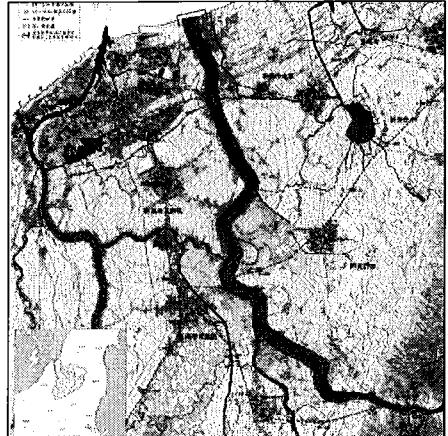
# 要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について

## 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を  
洪水浸水想定区域等として指定



市町村

(水防法第15条)

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)  
自衛水防組織の設置(努力義務)

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 2

# 要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

## 【水防法第15条1項四号口】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの  
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

## 【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設  
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

## 【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う  
・避難確保計画の作成(義務)  
・訓練の実施(義務)  
・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

## 【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う  
・避難確保計画の市町村への報告  
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

## 【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる  
・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示  
・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

3

# 要配慮者利用施設とは

## ○水防法における要配慮者利用施設

⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

## ○施設の例

### 〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

### 〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

### 〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

4

# 適切な避難確保計画の作成に向けて

## ○ 市町村にご理解いただきたいこと

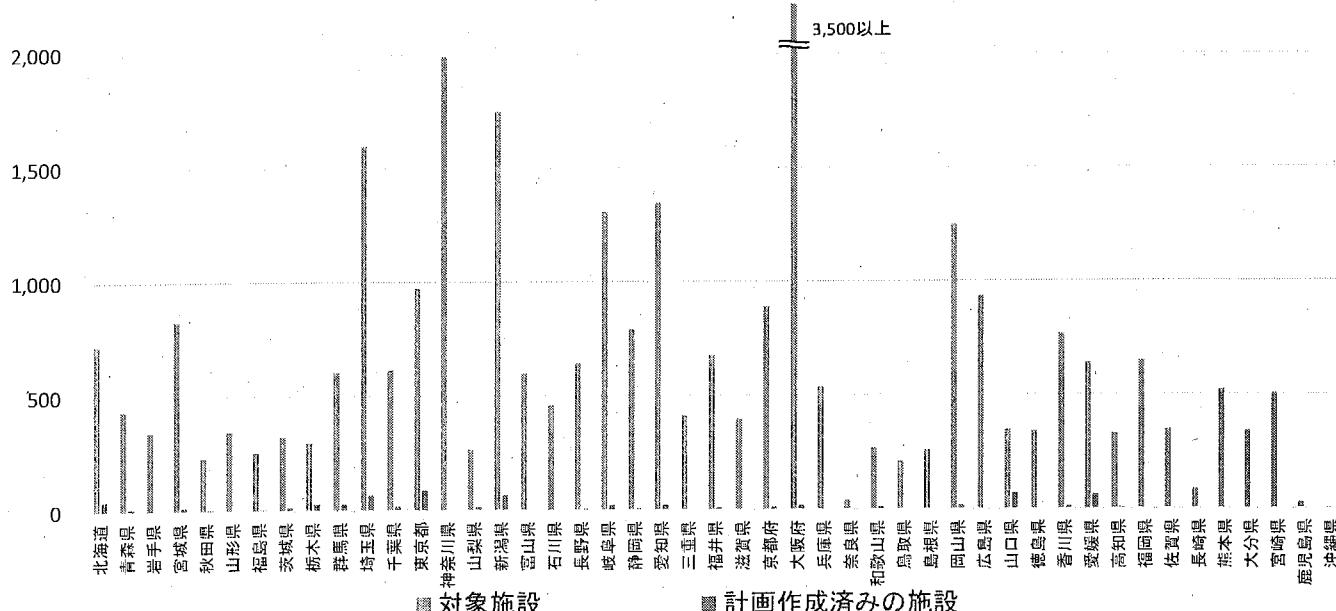
- ・ 浸水想定区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定すること
- ・ 指定された施設については、地域防災計画の改定にあわせ、当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認すること
- ・ なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討することに留意
- ・ 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達訓練を実施することが望ましいこと

5

## 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の状況

- 要配慮者利用施設における避難確保計画は、平成28年3月時点で  
対象施設31,208施設のうち、作成済みは706施設(2.3%)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況



※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

6

# 要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成の手引き

## [水防法施行規則第16条]

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項

### 避難確保計画作成の手引き

水防法に基づく計画を作成する際の留意事項と記載例を提示

#### 1. 計画の構成

##### → 2. 計画の目的

##### → 3. 計画の適用範囲

##### → 4. 防災体制…①

洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員

##### → 5. 情報収集及び伝達…①

収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容

##### → 6. 避難の誘導…②

避難場所、避難経路、避難誘導方法

##### → 7. 施設の整備…③

洪水等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況

##### → 8. 防災教育及び訓練…④

従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容

##### → 9. 自衛水防組織の業務…⑤

自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成29年1月

国土交通省水管管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第1号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮（以下「洪水等」という。）における避難確保計画について、既往例と新規事項を示したものである。  
既往例は防災法に規定のもの並びにこれに参考する、既往の運営や立派な作務方を取った計画を参考して、参考するものとする。  
今後、本手引きがより多くの水防法の知識としていくが、津波災害が頻りに発生するにつれてますます、災害を考慮した避難確保計画と整備を進めるべきである。  
また、本手引きは、既往の多くある避難確保計画を参考に改修を行ったものであるが、消防機関や震災の公表に付随するものとの具合で別途用意している場合がある。既往の手引き（洪水等の避難確保計画）の項目を追加することでも良い。  
避難確保計画の作成においては、既往の作成する点（ハンドドラップ、内水ハンドドラップ、高潮ハンドドラップ（以下「ハンドドラップ等」という。）で構成される点）を踏襲する。避難場所等を判断するとともに、下記各点については既往の手引きの参考となる活用に留意されたい。

### 計画作成にあたっての基本的な事項を掲載。

## 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

### 消防計画に追記する例　…以下の6事項を追記する

#### 1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条（目的）に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

#### 2. 自衛水防組織の項目を追加（手引き P21～P23参照）

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

#### 3. 洪水時の防災体制の項目を追加（手引き P4～7参照）

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

#### 4. 洪水時の避難誘導の項目を追加（手引き P17～19参照）

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

#### 5. 避難の確保を図るための施設を追加（手引き P20参照）

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資機材を追記することよい。

#### 6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（手引き P21参照）

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

#### （目的）

第一の章、この計画は、消防法第16条第1項の規定に基づき、以下の（一文を追記）について必要な準備を定め、火災、地震災害などの災害の緊急応付措置及び（二）緊急避難を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### （自衛水防の組織と任務分担）

第〇条 ○○○○の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

#### 項目を追加

| 別表    | 任務内容                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 統括管理者 | 自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防隊の各係員に対する教育及び訓練を行う。 |
| 情報伝達係 | 洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。                   |
| 避難誘導係 | 避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。                 |

#### （洪水時の活動）

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

#### 項目を追加

| 体制確立の判断時            | 活動内容             | 対応要員           |
|---------------------|------------------|----------------|
| 体制確立時               | 情報収集、係員職員募集      | 情報伝達係          |
| ○○情報収集              | 情報収集、資機材準備、要配    | 情報伝達係、避難誘導係... |
| 蓄積体制                | 資機材準備、高齢者等避難開始発令 | 情報伝達係、避難誘導係... |
| ○○情報収集              | 情報収集、避難誘導告白      | 施設全般の避難誘導、...  |
| ○○地区に避難勧告又は指示（緊急）発令 | 施設全般の避難誘導、...    | 避難誘導係...       |

#### （洪水時の避難誘導）

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

#### 項目を追加

|                                         |                                                                           |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1)避難場所・経路                              | 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。                                                  |
| 上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇階へ避難する。 |                                                                           |
| (2)避難誘導方法                               | 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。<br>避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等 |

#### （洪水に備えての準備品）

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

#### 不足分を追加

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 活動の区分   | 使用する設備又は資機材                                                               |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、機中電灯、電池、携帯電話用バッテリー                               |
| 避難誘導    | 名簿（従業員、利用者等）、案内板、タブレット、携帯電話、機中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ラジオカセット、蛍光塗料 |

#### （洪水対策に係る教育及び訓練）

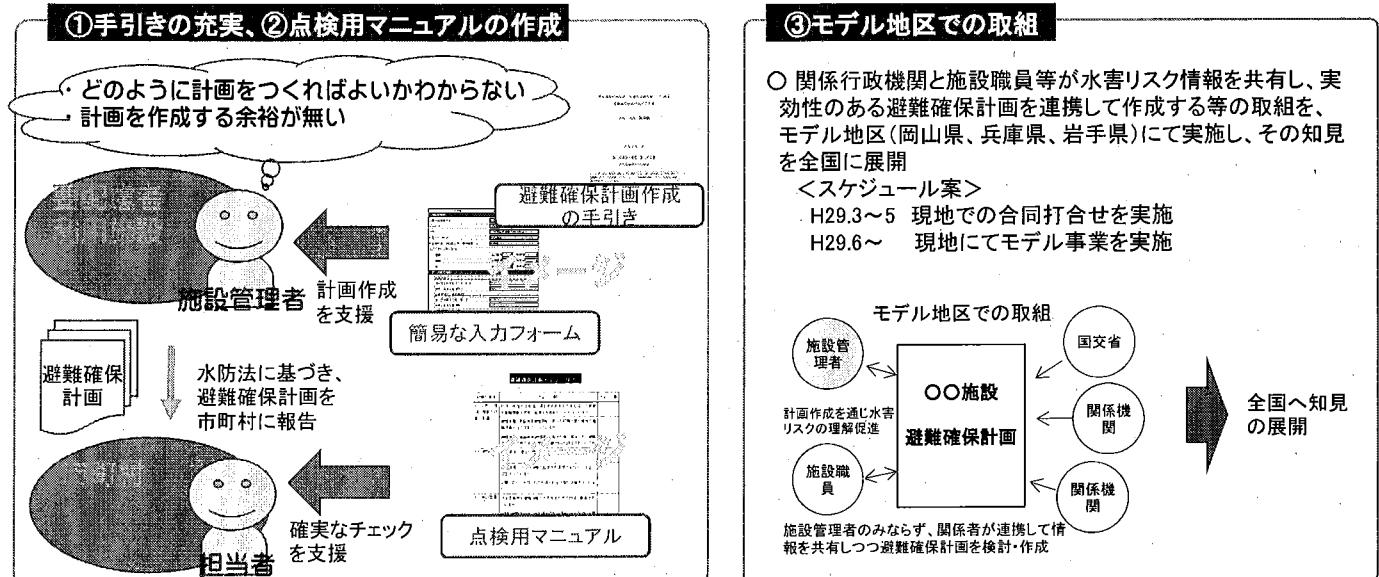
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行ふものとする。

#### 項目を追加

|        |      |                       |
|--------|------|-----------------------|
| 全従業員   | 〇〇月  | (1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 |
| 新入社員   | その都度 | (2)情報収集・伝達に係る訓練       |
| 自衛水防組織 | 〇〇月  | (3)避難誘導に係る訓練          |

# 要配慮者利用施設の避難確保計画への支援

- ① 簡易な入力フォームを通して避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ② 地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ③ モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者等が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた効果的な避難等に関する知見を市町村に提供



9

## 計画作成を支援する手引きの充実

### 簡易に作成するための資料

- 簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供  
※ 作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ  
適宜見直しが必要

This template provides a simplified input interface for disaster prevention plan preparation. It includes sections for basic information (date, location, facility name), facility details (name, address, district), user information (number of staff, number of users), and emergency contact numbers (fire department, police, medical). A large central area is provided for "Simple Input". At the bottom, there is a section labeled "Plan Template" with a grid for "Facility Name" and "Address".

### 的確な作成に向けた資料

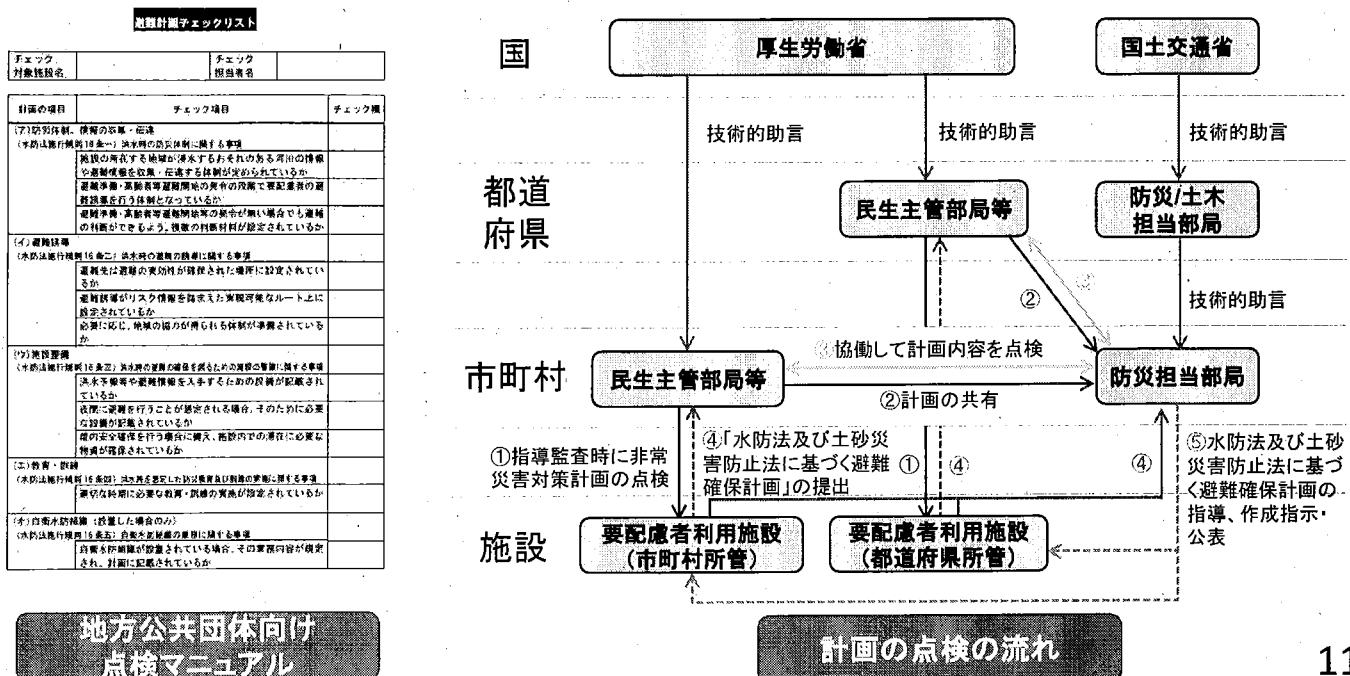
- 手順を追うことでの的確に作成できるよう解説を充実

This detailed guide provides step-by-step instructions for creating a disaster prevention plan. It includes sections on "Basic Information", "Facility Details", "User Information", and "Emergency Contact Numbers". It also features a "Handbook (Attachment)" which contains specific instructions and checklists for ensuring the plan is accurate and effective.

10

# 避難確保計画の確実な点検について(1)

- 都道府県、市町村が施設の計画を点検する際の、チェックリストとチェックにおける留意点をまとめたマニュアルを作成
- 計画の点検に際しては、各施設を所管する都道府県又は市町村が関係部局と連携して行い、計画内容も共有



11

# 避難確保計画の確実な点検について(2)

- 民生主管部局が施設の運営等に関する事項について、防災主管部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に計画の点検を進めることが望ましい。

## 点検の際の役割分担のイメージ

| 計画に記載される事項       | 民生主管部局      | 防災主管部局     |
|------------------|-------------|------------|
| (ア)防災体制、情報の収集・伝達 | ○(施設内の体制)   | ○(防災情報)    |
| (イ)避難誘導          | ○(利用者の誘導方法) | ○(避難先、避難路) |
| (ウ)施設整備          | ○           |            |
| (エ)教育・訓練         |             | ○          |
| (オ)自衛水防組織        | ○(組織)       | ○(業務内容)    |

12

# 避難確保計画の作成促進のための指導について

## ○都道府県、市町村に対応いただきたいこと

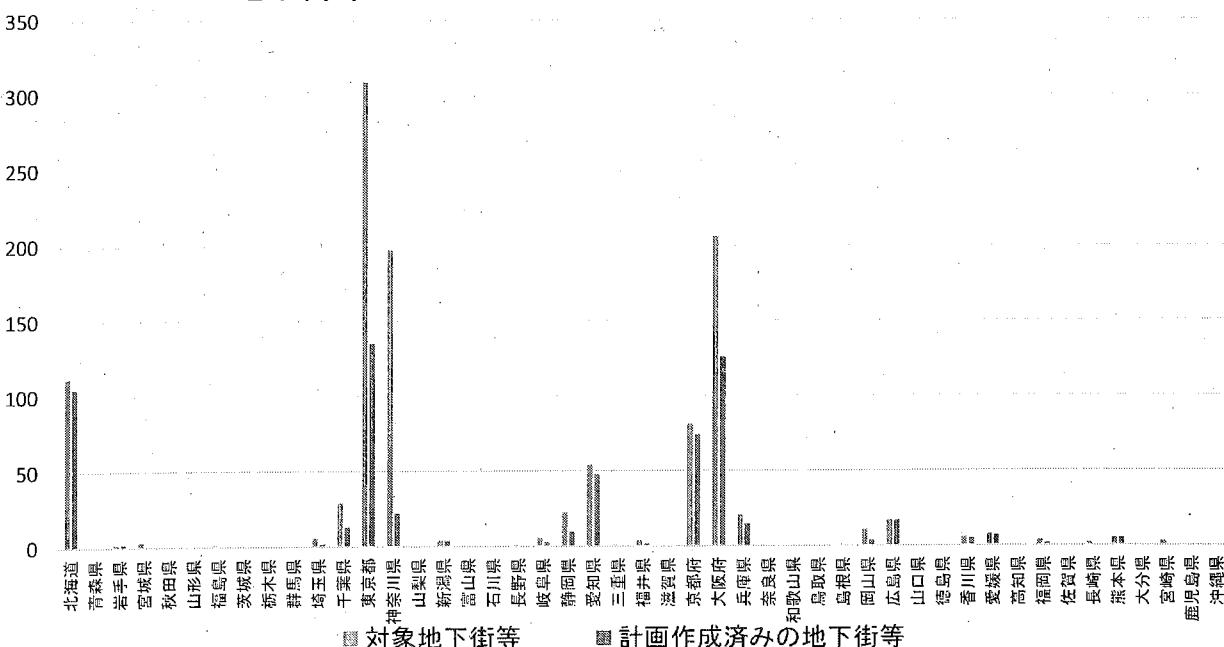
- ・ 民生主管部局・教育部局等と防災担当部局が連携し、各施設管理者等に対して確實に計画作成するよう指導すること
- ・ 各施設から提出された計画に対する確実なチェック及び指導監査時等の計画内容の定期的な再確認と施設への指導を行うこと
- ・ 施設において作成された計画に基づく訓練が実践されるよう、必要な支援・働きかけを行うこと
- ・ 計画未作成の施設に対する計画作成指示・公表の制度を必要に応じ活用すること

13

## 【参考】地下街等における計画の作成状況

- 地下街等における避難確保・浸水防止計画は、平成28年3月時点で  
対象施設1,117施設のうち、作成済みは601施設(53.8%)

地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成状況



※地下街等:地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

50

14

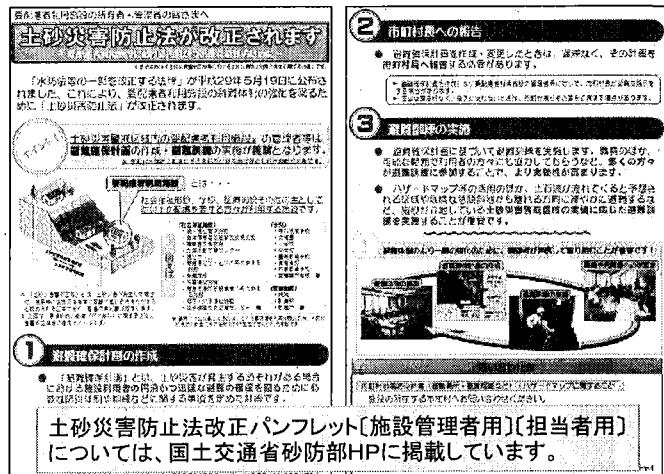
# 避難確保計画の作成等の義務化【土砂災害防止法】

○ 土砂災害防止法では、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について、努力義務の段階を経ることなく、今改正により義務となります。

- 都道府県は土砂災害警戒区域の指定、市町村は市町村地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要
- 法改正の内容について、施設管理者等に認識・理解してもらうことが必要であり、様々な機会を通じて、積極的な周知が重要

## 〔周知例〕

- ・都道府県・市町村HPに法改正パンフレットを掲載
- ・本庁舎や事務所等においてパンフレットを配付
- ・土砂災害防止月間(6月)の各種取組において周知
- ・都道府県・市町村主催の土砂災害の訓練実施時に周知
- ・基礎調査や区域指定時に実施する説明会で説明
- ・市町村地域防災計画への位置付けの際に説明



## 今後の予定

- ◆ 土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き【新規作成】
- ◆ 避難確保計画の点検用マニュアル(洪水等と共通)【新規作成】  
⇒ 改正法の施行に合わせて通知、国土交通省砂防部HPに掲載する予定。
- ◆ 土砂災害防止対策基本指針【変更】  
⇒ 社会資本整備審議会(河川分科会)への意見聴取等の手続きを経て、告示する予定。

15

## 土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

○ 要配慮者利用施設の管理者等の皆様が、避難確保計画を作成する際の参考となるよう「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成し、土砂災害防止法の改正にあわせて通知予定。

## (主な内容)

### 1. 計画を作成するにあたって知っておきたいこと

- 土砂災害の種類と特徴
  - ・土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3つがある
  - ・土砂災害は予測が難しく、突然的に発生するため、人的被害が発生しやすい
- 土砂災害に関する情報とその確認方法
  - ・土砂災害警戒区域、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報など
- 土砂災害に対する避難の方法
  - ・原則、立ち退き避難。外出が危険な場合は屋内の安全な場所へ

### 2. 避難確保計画に記載すべき事項

要配慮者利用施設で避難確保計画を作成するために、下記の整理をして記載

- 防災体制に関する事項
  - ・職員の役割分担や連絡体制の確認
  - ・気象・災害に関する情報の入手方法
- 避難誘導に関する事項
  - ・避難行動に備えて事前に決めておくべき事項
  - ・避難の実施方法
- 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 防災教育及び訓練の実施に関する事項

### 3. 参考

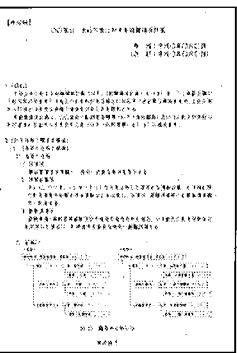
- 計画に記載すべき事項を整理した「作成例」、内容を確認するための「チェックリスト」、参考資料として記載

## (案)

要配慮者利用施設者のための土砂災害に備する  
避難確保計画作成の手引き(案)

平成29年6月  
国土交通省 水害課・国土保全局  
砂防部 土砂災害防災課

避難確保計画の手引き



避難確保計画 作成例



施設内掲示用 避難確保計画イメージ

16

健長第1383号  
平成30年6月27日

各高齢者福祉施設・事業所管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長  
(公印省略)

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検について(通知)

このことについて、今般、大阪府北部での地震において、ブロック塀の倒壊により小学生が死亡する事故が発生したことを受け、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありました。

つきましては、各社会福祉施設等におかれましては、ブロック塀を含む耐震対策及び安全点検を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な安全対策を実施してください。

なお、安全点検の実施に当たっては、国土交通省が公表する別添「ブロック塀の点検のチェックポイント」や県建築住宅課ホームページ等を参考にしてください。

県建築住宅課ホームページ

建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について

[www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html](http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html)

介護サービス振興担当 課長補佐 佐原  
電話 055(223)1455  
介護基盤整備担当 課長補佐 中村  
電話 055(223)1451

事務連絡

平成30年6月22日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

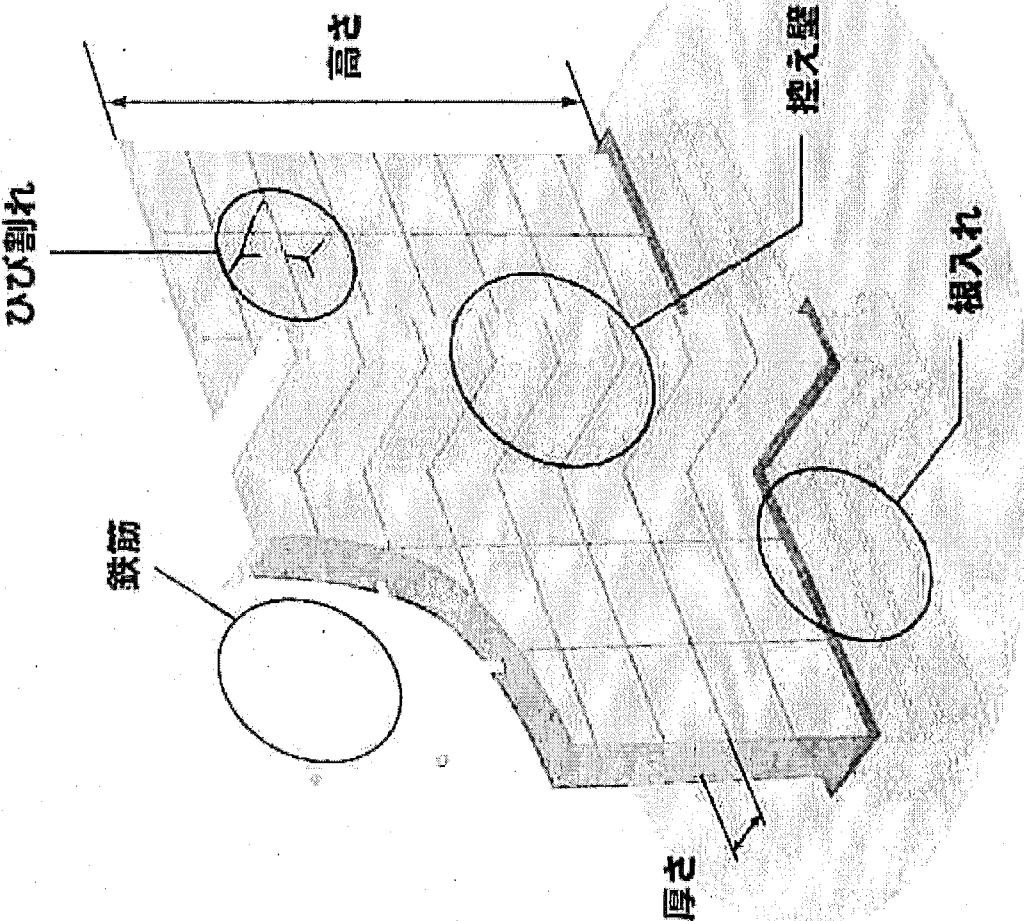
事故の原因については現在判明していませんが、厚生労働省では従来から、社会福祉施設等の耐震化について、「国土強靭化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靭化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進しているところです。また、社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施していただくこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれましては、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくとともに、本事務連絡の内容について、管内市町村及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

# ブロック塀の点検のチェックポイント

## 別紙1 国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からぬことがあれば、専門家に相談しましょう。



- 1. 塀は高すぎないか。
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
- 3. 挑え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した挑え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か。
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

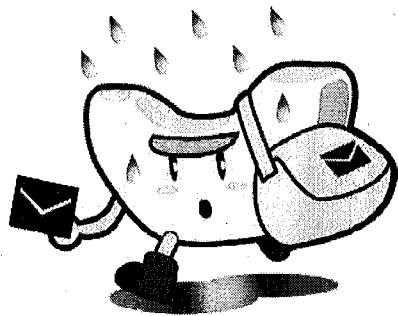
<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか。
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも、80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

# 山梨県災害情報メール配信のご案内

気象情報や土砂災害等の情報を携帯メールにお届けします！

土砂災害の要因となる、甲府地方気象台が発表する大雨などの「気象警報・注意報」、「土砂災害警戒情報」および「地震情報」などを、事前に利用登録された携帯電話へ電子メールにより提供しています。



## 【利用方法】

- ① 右のアドレスへ空メールを送信
- ② 返信メールにあるURLへアクセス
- ③ 見たい情報や地域を選択



該当情報発表時にメール配信！

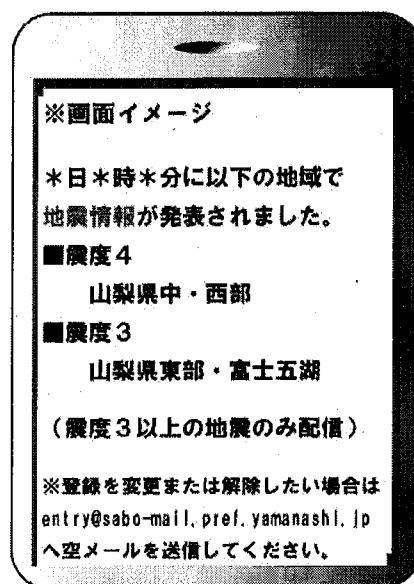
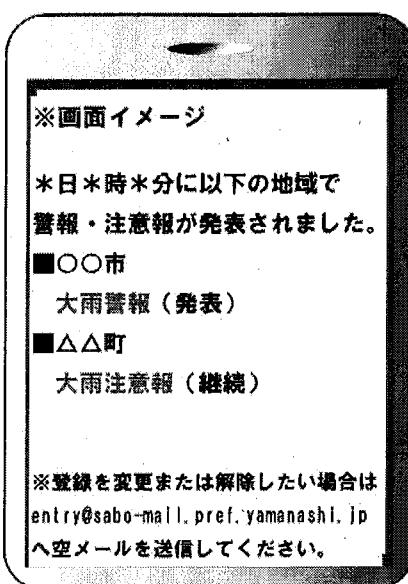
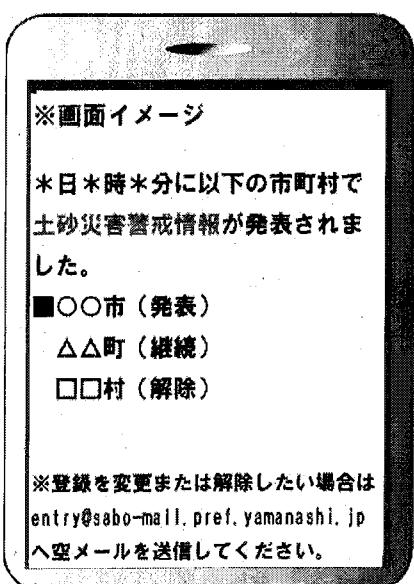
[entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp](mailto:entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp)

(登録用メールアドレス)

※ご利用は無料ですが、通信費用は利用者ご負担となります。

※登録時に、解除用のメールアドレスもご案内しています。

## 【配信メールの例】



※次の情報を受信選択することができます。

警報：  大雨  洪水  大雪  暴風雪  暴風  
注意報：  大雪  洪水  大雪  風雪  雷  強風  融雪  
 濃霧  乾燥  なだれ  低温  霜  着雪  その他

土砂災害警戒情報：  土砂災害警戒情報

地震情報：  地震情報（中・西部）  地震情報（東部・富士五湖）  東海地震情報

お知らせ：  山梨県からの災害情報等



お問い合わせ先



山梨県砂防課 TEL：055(223)1710

※パソコンからのメールを受信できる環境に設定して下さい。

※登録を行う前に、迷惑メール防止機能を設定している場合は、「[sabo-mail.pref.yamanashi.jp](mailto:sabo-mail.pref.yamanashi.jp)」ドメインからのメールを受信できるように設定して下さい。

配信されるメール（登録用）：[notice@sabo-mail.pref.yamanashi.jp](mailto:notice@sabo-mail.pref.yamanashi.jp)

配信されるメール（配信用）：[info@sabo-mail.pref.yamanashi.jp](mailto:info@sabo-mail.pref.yamanashi.jp)

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

# 防災情報はいろいろあるけど いつ避難すればいいの？

## 警戒レベル4で全員避難！

「警戒レベル」で避難のタイミングをお伝えします。

警戒レベル

4

全員避難！

危険な場所から

安全な場所へ

避難

(市町村が発令)

警戒レベル

3

避難！  
危険な場所から  
安全な場所へ

避難

(市町村が発令)

警戒レベル

2

避難行動の確認  
要する人は避難

避難

(市町村が発令)

警戒レベル

1

心構えを高める  
確認

避難

(気象庁が発表)

【警戒レベル①】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

■緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

■緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難開始を発令しました。

■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

■○○地区の方は、速やかに危険な場所から全員避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

内閣府【防災担当】発航行

呼びかけの例

警戒  
レベル  
4

避難行動の  
伝達文例

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階<sup>\*1</sup>に整理しました。

<避難情報等>

| 警戒レベル  | 避難行動等                                                                             | 避難情報等                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況です。<br>命を守るために最善の行動をとりましょう。                                          | 災害発生情報<br>氾濫発生情報<br>大雨特別警報等           |
| 警戒レベル4 | 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。<br>公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 | 避難勧告<br>避難指示(緊急)<br>氾濫警報<br>土砂災害警戒警報等 |
| 警戒レベル3 | 避難に時間要する人(高齢者等)は避難をある方、乳幼児等)との支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。                   | 避難準備<br>高齢者等避難<br>大雨注意報等<br>(気象庁が発表)  |
| 警戒レベル2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。                                                | 洪水注意報<br>大雨注意報等<br>(気象庁が発表)           |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高めましょう。                                                                   | 早期注意情報<br>(気象庁が発表)                    |

\*1 各種の情報は、以下の1～2の6点を参考して判断すればいいです。

### Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報を出してないときはどうすればいいの？  
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。自らの命は自ら守る意識を持つて、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方方が変わったの？  
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけどどう？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったといううどなの？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害は4が追加されたので、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。
- 【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

- 【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけて、安全・確実に避難しましょう。
- 詳しく述べたい方は  
内閣府 防災情報のページ  
[http://www.bousai.eo.jp/oikyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.eo.jp/oikyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)